

発議第5号

原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成24年6月21日提出

提出者 高山市議会議員 中 田 清 介

賛成者 高山市議会議員 杉 本 健 三
小 井 戸 真 人
松 葉 晴 彦
車 戸 明 良
中 箴 博 之

発議第5号

原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成24年6月21日提出

提出者 高山市議会議員

賛成者 高山市議会議員

原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書

政府は、関西電力大飯発電所3号機、4号機について、今年の夏の電力不足に陥る可能性があるとの判断から、急遽定めた安全基準により安全性を確認して再稼働することを最終判断とした。

今回の大飯発電所の再稼働に際しては、従来のストレステストのルールに追加する形で短期間に安全基準が策定され、この基準によって安全性を確認できたとされている。しかしながら、今回の新たな安全基準は、本来は原子力安全委員会の審議を経て決定すべきところを、政治判断の名のもとに、専門的知識も持ち合わせていない四大臣の会合で決定されており、何の法的根拠も有していないと言わざるを得ない。そして何よりも、福島第一原子力発電所事故の検証が十分できていない状況で、このような重要な基準が審議の状況を国民に公開することなく策定されたことに対し、大きな疑問を抱くものである。

よって、国においては、原子力発電所の再稼働については、福島第一原子力発電所の事故の十分な検証を踏まえるとともに、不安解消に向けた安全基準、安全性及び再稼働の必要性等について、国民的な理解を得た上で判断することを、隣接自治体として強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月21日

高山市議会